

理事・監事・評議員報酬等規程

社会福祉法人 上横山福社会

理事・監事・評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上横山福社会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、常勤または非常勤の理事及び監事をいい、常勤または非常勤の評議員を併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬等は、その職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しないが、理事長の報酬等は別に定める。

報酬額

役職名	日 額
理 事	10,000円
評議員	10,000円
監 事	10,000円

2 自家用車で理事会又は評議員会、その他の会議参加等法人・施設運営のための業務を行った場合は、1キロメートル当たり20円の単価を掛けて算出した額(1円未満は、繰り上げ)を報酬額に加算し、報酬等とする。(31,600円を上限額とする。)

ただし、公共交通機関を利用した場合は、実費を支給する。

- 3 役員等が研修会等出張する場合は、報酬等とは別に当法人の旅費規程に基づき、旅費を支給するが、実費以外は、報酬等とする。
- 4 役員等を兼務している職員が、出張する場合、旅費規程に基づき支給し、報酬等は支給しない。

(理事長の報酬等)

第4条 非常勤の理事長の報酬は、月額120,000円(交通費含む)とし、賞与は支給しない。また、理事長を職員が兼務する場合は、給与、賞与、諸手当とは別に月額30,000円を支給する。

(労働災害の補償)

第5条 理事長が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償を行うため、別途保険に加入する。

2 理事長を兼務する職員が労働災害により休業する場合の補償として、直近3ヶ月の平均賃金の8割を退職時まで支給する。

3 第1項の補償内容は、次の通りとする。

保険内容	補償額
死亡・後遺障害	1,000万円
入院	日額10,000円(180日)
通院	日額6,000円(90日)
医療費補償	上限100万円

※医療費補償 治療に要した実費負担分を補填する。

4 理事長の労働災害の認定は、産業医を含めた理事会にて行う。

(理事長の人事考課の評価点)

第6条 理事長を職員が兼務する場合の職務等級規程における評価点は、6等級の職員の最高点の120/100とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、理事会又は評議員会、その他の会議や研修会等の参加等法人・施設運営のための業務を行った都度、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除し、現金または銀行振込(振込手数料は、当法人が負担)にて支給する。

2 理事長を職員が兼務する場合の報酬や労働災害の補償は、各事業所で負担する

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議よって行う。

附 則

1. この規程は、平成30年3月13日から施行し、平成29年6月13日から適用する。

附 則

1. この規程は、平成30年10月23日から施行し、平成30年10月9日より適用する。

附 則

1. この規程は、令和3年6月22日から施行し、令和3年4月5日より適用する。